島根県監査委員公表第４号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第７項の規定により実施した令和７年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和８年10月30日

島根県監査委員　吉　野　和　彦
同　福　井　竜　夫
同　藤　井　洋　一
同　森　脇　俊　樹

令和７年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

指摘事項・意見	対応方針・措置状況
Ⅰ　総括 **２　意見** **⑴　指定管理者制度導入施設** **ア　施設・設備の改修等への対応** **（該当所管課、人事課、管財課）** 指定管理者制度を導入している公の施設においては、指定管理者が必要な点検・修繕を行い、県が維持保全計画に基づき改修等を行うことにより、施設の保全に努めているところである。 今回監査を行った施設は、建設から 20 年以上経過しているものが多く、指定管理者からは、老朽化による設備の維持管理費の増加や機能停止の恐れなどから、設備の改修計画を示してほしいとの意見があった。 ついては、公の施設の所有者である県は、引き続き計画的に施設・設備の改修を行うほか、団体に対して改修時期の見通しを示すなど適切に対応されたい。	施設・設備の改修については、毎年劣化度調査を実施し、優先順位を付けて計画的に改修を実施しているところであり、今後も計画的な改修の実施に努める。 また、改修時期については、各施設の劣化の進行状況により、順番が前後する可能性があることや限られた予算内で改修を実施していることから、具体的な改修時期の見通しを示すことは難しいが、管財課、所管課及び指定管理者の間で十分な協議・調整を図り、指定管理者へ必要な情報提供を行う。
⑵　国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた諸準備 **（第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会、島根県競技力向上対策本部、（公財）島根県障害者スポーツ協会、スポーツ振興課、島根かみあり国スポ・全スポ準備室）** 第 84 回国民スポーツ大会・第 29 回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会、島根県競技力向上対策本部及び島根県障害者スポーツ協会は、令和 12 年に本県で開催される第 84 回国民スポーツ大会及び第 29 回全国障害者スポーツ大会（以下、「大会」という。）に向けて、現在、県と連携して、競技力の向上や大会に向けた諸準備を進めているところである。 そうした中、選手、指導者、大会運営に必要な競技役員及び大会ボランティア等の確	選手の発掘・育成、指導者の養成については、「競技力向上基本計画」に基づき、競技力向上対策本部を中心に、県スポーツ協会、競技団体、関係機関と連携して取り組んでいく。 大会運営に必要な競技役員等については、競技団体が行う取組を支援することにより計画的な養成に努める。また、運営ボランティアについては、開催時の確保に向け、関係機関との連携を進めるほか、ＳＮＳ等による広報などにより県民への機運醸成を図る。 宿泊施設や輸送・交通手段の確保について

保が必ずしも十分とは言えない状況である。 　また、大会期間中の宿泊施設や輸送・交通手段の確保についても、今後、具体的な対応策を検討する必要がある。 　ついては、関係機関、諸団体等とも十分な協議・調整の上、選手の発掘・育成、指導者、競技役員及び大会ボランティア等の養成を計画的に進めるとともに、大会期間中の宿泊施設や輸送・交通手段の確保についても、大会期間の延長等により平準化を図るほか、各種専門委員会における意見も踏まえた対応策を検討するなど、大会の開催に向けた着実な諸準備に努められたい。	は大会会期の延長による平準化を図ることを検討するほか、関係専門委員会の委員等の意見も参考に対応策を検討する。
Ⅱ　個別 **１　一畑電車沿線地域対策協議会** **（所管課：交通対策課）** **⑴　団体** **【意見】** **①　一畑電車への支援** 　一畑電車を持続可能な地域公共交通とするため、引き続き、施設整備への支援による安全性・利便性の向上、乗り心地・輸送効率の改善等を図るとともに、一畑電車（株）や沿線自治体等と連携し、一畑電車の存続に資する効果的な事業の実施に努められたい。	一畑電車沿線地域対策協議会では、「一畑電車支援計画」に基づき、施設整備への支援を行っている。令和７年度には、中国地方で初めて鉄道事業再構築実施計画の認定を国から受け、令和８年度以降、一畑電車の支援に当たり、補助率の有利な国庫補助制度（社会資本整備総合交付金等）を活用することとしている。 　引き続き、地域公共交通確保のため、沿線自治体や一畑電車（株）と一層の連携を図りながら、計画的に、効果的な事業となるよう取組を推進していく。
２　（公財）しまね文化振興財団 **（所管課：文化国際課、文化財課）** **⑴　団体** **【意見】** **①　入館者の増に向けた取組** 　島根県芸術文化センターにおいては、魅力的な公演や企画展の開催のほか、施設の建築物としての魅力発信の強化や今まで訪	島根県芸術文化センターでは、グラントワの特徴である優れた音響とホール機構の魅力を伝える質の高い舞台公演を開催し、県外や若年層など新たな顧客の獲得を目指す。また、

れることが少なかった若い世代への働きかけなど、他の施設の取組も参考とし、県、関係機関（民間事業者）等と連携して入館者の増に向けた新たな取組を検討されたい。 　島根県民会館においては、リニューアルオープン後に、さらなる入館者の増や満足度向上につながるよう、県、関係機関等と連携して準備に努められたい。	ボランティアや地域団体との連携による年間を通した誘客事業の他、グラントワの建築の魅力を伝える見学会等を実施し、集客に努める。 　あわせて、県や関係機関等と連携し、効果的な情報発信を検討・実施し、施設への入館者数の増加を図る。 　島根県民会館では、改修工事期間中も継続的に県と意見交換を実施し、リニューアル後の会館運営に向けた準備を進めている。 　また、開館 60 周年を迎える令和 10 年に向け、全館リニューアル・周年イベントの内容を県や関係機関等と連携し検討していく。
⑵　所管課（文化国際課） **【意見】** **①　入館者の増に向けた取組への支援** 　団体に対する意見で述べたように、団体と連携し、入館者の増に向けた取組を支援されたい。	島根県芸術文化センターでは、石見美術館での魅力ある企画展、館の特色を活かした常設展の開催や、いわみ芸術劇場におけるホールイベントやワークショップ等の実施・充実を図る。 　また、県民の来館契機の増加につながる館外でのアウトリーチ活動や、地域の文化施設と連携した取組を積極的に展開していく。 　あわせて、指定管理者や関係機関等と連携し、効果的な情報発信を検討・実施し、施設への入館者数の増加を図る。 　島根県民会館では、改修工事期間中も継続的に指定管理者と意見交換を実施し、リニューアル後の会館運営に向けた準備を進めている。 　また、開館 60 周年を迎える令和 10 年に向け、全館リニューアル・周年イベントの内容を指定管理者や関係機関等と連携し検討していく。

３　（一社）しまね地域医療支援センター **（所管課：医療政策課）** **⑵　所管課** **【意見】** **①　円滑な事業の実施** 団体の支援の対象者は、今後も増加し、面談等の業務量がさらに増えていくことが予想される。 ついては、若手医師の着実な県内定着に向け、円滑な事業の実施に引き続き努められたい。	引き続き事業効果の検証等を行い、事業目的達成に支障がないよう必要な支援を行っていく。
４　（公財）しまね産業振興財団 **（所管課：しまねブランド推進課、産業振興課、中小企業課、雇用政策課）** **⑴　団体** **【意見】** **①　力強い産業づくり** 島根創生を進めていくためには「力強い産業」をつくることは大変重要であり、その実現に向け、県内企業に対して様々な支援等に取り組む団体の果たす役割は非常に大きい。 ついては、団体のこれまでの様々な取組の結果を検証するとともに、県や関係機関等と連携し、島根の強みである豊かな自然・歴史・文化や地域産業の集積などを活かして、県内産業の競争力を強化し、魅力ある雇用の場の創出・維持に取り組まれたい。	経営基盤の強化に向けて自社の経営戦略を構築し、新分野への進出や付加価値の向上などに果敢に挑戦する県内企業を支援するとともに、県内産業の競争力強化を図るため、島根県をはじめとする行政機関や他の支援機関と連携し、産業振興に取り組む。 また、これまで実施してきた各事業については、年度ごとに行動目標及び成果目標を設定した上で、取組内容や結果を振り返り、検証を行っており、その成果を企業支援に活かし、産業振興に取り組む。
⑵ 所管課（しまねブランド推進課） **【意見】** **①　地域資源を活かした産業振興** 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、県内産業の競争力強化に向け、地域資源を活かした産業振興に引き続き取り組まれたい。	しまね産業振興財団とは、定期的に財団の進捗会議に出席して情報交換を行っている。 また、当課の海外展開支援室は、市町村振興センターにて財団、JETRO島根と共に共同事務所を設置しており、海外展開に係る企業支援を連携して行っている。 この体制で引き続き密に連携して産業振興に取り組む。

(3) 所管課（産業振興課） 【意見】 ① ものづくり・ＩＴ産業の振興 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、県内産業の競争力強化に向け、ものづくり・ＩＴ産業の振興に引き続き取り組まれたい。	しまね産業振興財団とは、定期的に財団の進捗会議に出席して情報交換を行っており、今後も財団等と連携し、県内の経済を支え周辺地域や企業への波及効果が大きい集積産業を中心に、職場環境の改善やデジタル技術等を活用し生産性の向上を図るなど、引き続きものづくり・ＩＴ産業の振興に取り組む。
(4) 所管課（中小企業課） 【意見】 ① 中小企業振興 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、県内産業の競争力強化に向け、中小企業振興に引き続き取り組まれたい。	監査対象である「島根県県単中小企業設備貸与事業」については令和６年度をもって新規貸与を終了しているが、今後も定期的に財団の進捗会議に出席して情報交換を行うとともに、引き続き団体と連携し、適切に既存貸付先の管理を行うほか、制度融資の利用相談・申込への対応や取引適正化に向けた普及啓発などを通して、中小企業振興に取り組む。
(5) 所管課（雇用政策課） 【意見】 ① 魅力ある雇用の場の創出・維持 団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、魅力ある雇用の場の創出・維持に引き続き取り組まれたい。	しまね産業振興財団と連携しながら、新人向けや専門性の高い研修の実施など段階に応じたスキルアップの場を提供するとともに、専門人材と企業のマッチングを支援し、企業の成長を後押しするなど、引き続き、魅力ある雇用の場の創出・維持に向けて、取り組んでいく。